

1. 件名：東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 日本フェンオールの不適切品の対応（取替）について

2. 日時：令和4年9月1日 10時00分～11時10分

3. 場所：原子力規制庁2階大会議室（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

水野企画調査官、久光上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官、志賀主任監視指導官、松宮原子力運転検査官補、林原子力規制専門員

原子力規制部 原子力規制企画課 火災対策室

齋藤室長、高橋係長、山下係長

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

渋谷上席原子力専門検査官、北嶋主任原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

原子力運営管理部 保守管理G GM ほか5名

柏崎刈羽原子力発電所 電気機器GM ほか4名

5. 要旨

（1）東京電力から、日本フェンオール株式会社で不適切行為のあった定温式スポット型感知器及び中継器（以下「不適切品」という。）について、以下の説明があった。

- 柏崎刈羽原子力発電所7号機の不適切品全数（感知器1173個、中継器1278個）について、型式承認され公的な検査機関である日本消防検定協会での試験に合格した検定品へ2022年9月末目処に全数取り替える予定である。
- 6号機の不適切品（感知器271個、中継器4個）については現在未定。
- 9月末頃から使用前事業者検査を実施することを考えており、詳細については近日中に面談を行う予定。

（2）原子力規制庁から東京電力に、消費電力を含めたシステム全体の設計について使用前事業者検査の面談時に説明するように伝えた。また、定温式スポット型感知器の許認可図書との整合性について使用前事業者検査の面談時に説明するように伝えた。

6. 提出資料

資料1：新規制火災防護設備における日本フェンオール株式会社が製造した不適切品の取替について

以上